

2024 年 12 月 2 日

院外処方箋における疑義照会プロトコール Ver5

筑波メディカルセンター病院 薬剤科

【作成目的】

調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および待ち時間を短縮させ患者サービスの向上や処方医の負担軽減を図る。

【作成理由】

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務である。患者個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となっている。

その一方で形式的な疑義照会も多く、患者・薬剤師・処方医師（保険医）それぞれに負担がかかっている現状もあります。

平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、当院のプロトコールを作成し薬物治療管理の一環とします。

【導入時の流れ】

保険調剤薬局は、当院との「院外処方箋における疑義照会プロトコール」を運用するために、保険調剤薬局の代表者（管理薬剤師）が当院で開催される説明会へ参加することを条件とし、説明会終了後に運用における合意書を交わすことを必須とします。

なお、合意書は、調剤薬局の患者に見える場所に掲示してください。

【基本事項】

以下の項目については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とします。但し、「変更不可」欄にチェックがありかつ「保険医署名」欄に署名または記名押印がある場合はその指示から逸脱しないこととする。

変更により、薬価が高くなる、又は患者負担が増加する場合は必ず患者へ説明し同意を得てください。

保険調剤薬局は、処方変更を行った場合は、事後報告が必要な場合は、FAX又はインターネット上のシステムを使用して当院へフィードバックして下さい。

一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供や後発医薬品の変更調剤報告については連絡不要とします。但し、「お薬手帳」への記載を行い、次回の外来時に持参するように説明して下さい。



公益財団法人 筑波メディカルセンター

筑波メディカルセンター病院

Tsukuba Medical Center Hospital

当院では、必要な変更を電子カルテ上で行い、提供された情報を電子カルテ上にスキヤニングして保存いたします。

「院外処方箋における疑義照会プロトコール」は、当院のホームページ上とインターネット上のシステム（薬薬連携）へ最新版をアップいたします。

【問い合わせ窓口】

病院代表（029-851-3511）へかけてください。以下の部署へ転送いたします。

①処方変更に関すること（処方内容における疑義照会や質問など）

薬剤科

②保険者番号に関すること（保険者番号、公費負担等）

医事外来課

【FAX 送信先】

薬剤科 FAX 029-855-7238（直通）

【疑義照会不要例】

(1) 変更調剤 (情報提供不要)

①成分が同一の銘柄変更（医療用麻薬、注射薬、吸入薬は除く）

【例】

ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg

アレンドロン酸錠 35mg 「日医工」 → フォサマック錠 35mg

※ 先発品から先発品への変更は可

※ 後発品から先発品への変更は可（ただし患者に価格等を説明し同意を得る）

※ 後発品から後発品への変更は可（ただし患者に価格等を説明し同意を得る）

②剤形の変更（医療用麻薬、注射薬、吸入薬は除く）

患者の利点がある変更に限ります。

【例】

ノルバスク錠 5mg ⇔ ノルバスクOD錠 5mg

プラシルカストカプセル 112.5mg ⇔ プラシルカスト錠 112.5mg

ミヤBM錠 ⇔ ミヤBM散

※ 用法用量に変更が生じないこと

➤ アダラートL錠 20mg からアダラートCR錠 20mg への変更は不可（持続時間が違う為）

※ クリーム→軟膏（あるいはその逆）は不可



公益財団法人 筑波メディカルセンター

筑波メディカルセンター病院

Tsukuba Medical Center Hospital

③別規格製剤がある場合の変更（医療用麻薬、注射薬は除く）

【例】

5 m g 錠 1 回 2 錠 → 1 0 m g 錠 1 回 1 錠
1 0 m g 錠 1 回半錠 → 5 m g 錠 1 回 1 錠
5 m g 錠 1 回 1 錠 → 1 0 m g 錠 1 回半錠（半割の場合も含む）

例外：適応が同じ場合のみ、規格変更可とする

例外：ワルファリンカリウム錠（ワーファリン錠等）は規格変更しないこと

④湿布や軟膏などの外用剤での規格変更（ただし合計処方量は変更しないこと）

【例】

マイザー軟膏 0.05%（5 g）2 本→マイザー軟膏 0.05%（1 0 g）1 本

⑤患者の希望があった場合で成分が同一である消炎鎮痛外用貼付剤における、
パップ剤からテープ剤（あるいはその逆）の変更

【例】

ロキソニンパップ 1 0 0 m g ⇔ ロキソニンテープ 1 0 0 m g

⑥吸入剤の吸入回数違い製剤の調剤

総吸入数が大きく変わらない範囲で規格を変更可能とする

例）アドエア 500 ディスカス 28 吸入 2 本 → 60 吸入 1 本へ変更（その逆も可）

例外：デバイスが変更になる場合は変更不可

：吸入数が不足する場合は変更不可

(2) 日数調整（数量調整）（医療用麻薬は除く）（情報提供必要）

①残薬調整：継続処方されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整（短縮）した場合

【例】

ノルバスク錠 5 m g 3 0 日分 → 2 7 日分（3 日分残薬あり）

例外：処方日数（数量）をゼロにすることは出来ない

残薬調整では、数日分の余裕を持たせること

処方日数制限（1 4 日制限）のある薬は除外すること

②処方日数が必要日数に満たないと判断される場合に調整（増量）した場合

※ 日数の増量は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に
限る

※ 患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可



公益財団法人 筑波メディカルセンター

筑波メディカルセンター病院

Tsukuba Medical Center Hospital

③ビスホスフォネート製剤の日数調整

1 週間製剤や 1 か月製剤などが他の薬と同じ日数で処方されていた場合に
適正な日数に変更可能とする。

④ヤーズ又はヤーズフレックス

「○シート ■日分」と処方されている時、「■日分」に合わせたシート数で
調剤を可能とする

(3) 調剤方法の変更 (情報提供不要)

①処方薬剤を粉砕、混合する場合。あるいはその逆の場合。また規格を追加して調剤
する場合。(医療用麻薬、抗がん剤、注射薬、吸入薬は除く)

【例】

フロセミド錠 (40mg)	2. 5 錠	→	フロセミド錠 (40mg)	2 錠
			フロセミド錠 (20mg)	1 錠

例外：ワルファリンカリウム錠（ワーファリン錠）は一包化調剤の時のみ可能

②服薬状況により一包化する、あるいはその逆。(但し、抗がん剤、医療用麻薬は除く)

※患者希望またはアドヒランス不良が改善されると判断できる場合のみ

※無料での一包化調剤を行う場合のみ（一包化の加算を取る場合は除く）

(4) 用法変更 (情報提供必要)

①内服のビスホスネート製剤の用法が「起床時」以外の場合の「起床時」への変更

【例】

フォサマック錠 35mg 1 回 1 錠 分 1 朝食後 → 分 1 起床時

②α-グルコシダーゼ阻害剤の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更

【例】

ボグリボース OD 錠 0.2mg 3 錠 分 3 毎食後 → 分 3 毎食直前

③クラバモックス小児用配合ドライシロップの用法が「食直前」以外の場合の
「食直前」への変更

【例】

クラバモックス小児用配合 DS 2 包 分 2 朝夕食後 → 分 2 朝夕食直前



公益財団法人 筑波メディカルセンター

筑波メディカルセンター病院

Tsukuba Medical Center Hospital

④ジスロマック SR 成人用ドライシロップの用法が「食間（空腹時）」以外の場合の
「食間（空腹時）」への変更

【例】

ジスロマック SR 成人用 DS 1g 分1 朝食後 → 分1 空腹時

⑤初回処方時に用法を疑義照会し、確認がとれている医薬品（漢方薬、E P A 製剤など）

【例】

ツムラ芍薬甘草湯エキス顆粒 7.5g 分3 毎食後→2 回目以降照会不要

⑥小児科での処方時の頓用用法「必要時」について

アレルギー患者の場合に「誤食事」として調剤可能とする

⑦アルドイド G の用法

「食後」で処方が来た場合に 「食間」で調剤可能とする

⑧リベルサス錠の用法

用法が「起床時」以外の時の「起床時」への変更

⑨アコファイド錠の用法

用法が「食前」以外の時の「食前」への変更

⑩リオナ錠 250mg の用法

用法が「食直後」以外の時の「食直後」への変更



公益財団法人 筑波メディカルセンター

筑波メディカルセンター病院

Tsukuba Medical Center Hospital

(5) 服薬指導について (文書にて事後報告必要)

①吸入薬使用患者

「薬剤服用歴管理指導料 吸入薬指導加算」は医師の指示がなくとも
調剤薬局の薬剤師の判断で必要時に算定可能とする。

(医師の指示がある場合は薬剤師の判断とは別に必ず指導を行ってください。)

②「調剤後薬剤管理指導加算」が算定可能条件の患者がいるとき

調剤薬局の薬剤師の判断によって加算の算定を可能とする。

対象患者：新たにインスリン製剤等が処方された患者

既にインスリン製剤等を使用している患者であって、新たに

インスリン製剤等が処方された患者

インスリン製剤の注射単位の変更又はスルフォニル尿素系製剤
の用法・用量の変更があった患者

算定条件として、医師の了承を得る必要あるが医師の了解は疑義照会せず、文書にて
情報提供することによって報告を行うこととする。

2019年3月26日 作成

2021年6月15日 Ver2

2022年7月1日 Ver3

2022年9月1日 Ver4

2024年12月2日 Ver5

(リオナ錠用法変更について追記)



公益財団法人 筑波メディカルセンター

筑波メディカルセンター病院

Tsukuba Medical Center Hospital